

新型コロナウイルス感染症に関する支援事業

町民の皆さまへ

◎特別定額給付金

◎問い合わせ 特別定額給付金担当 ☎0561・38・3111

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行います。

●申請期限
令和2年8月25日(火)

給付対象者

基準日（令和2年4月27日）時点において、東郷町の住民基本台帳に記録されている人

※基準日以降に死亡した人については、基準日時点において住民基本台帳に記録されていれば、給付対象となります。

受給権者

給付対象者の属する世帯の **世帯主**

給付金額

給付対象者1人につき **10万円**

申請及び給付の方法

感染拡大防止の観点（非接触方式による給付）から、給付金の申請は以下のとおりとし、原則として申請者の銀行口座への振込みにより給付します。なお、振込日については、申請書を役場で受付してから **約2週間後** を予定しています。

※申請が集中すると給付が遅れる場合があります。

※やむを得ない場合を除き、**原則として窓口による申請及び給付はできません。**



オンライン申請

(マイナンバーカード所持者のみ)



マイナポータルから必要事項を入力し、振込先口座確認書類のデータを添付の上、電子申請してください。



※申請に係る準備や手続きの流れについては、総務省のホームページをご確認ください。

郵送申請

町から世帯主宛てに発送した申請書に必要事項を記入し、同封されている返信用封筒で役場へ返送してください。

【提出書類】

- ①申請書
- ②世帯主の本人確認書類の写し
※代理申請の場合は、代理人の本人確認書類（必要に応じて代理関係の確認できる書類）の写しも添付
- ③振込先口座の金融機関名、口座番号、口座名義人がわかる通帳又はキャッシュカードの写し

※詳しくは、町ホームページでもご確認ください。

給付金の詐欺にご注意ください！

町や総務省などが右記を行うことはありません。

- × 現金自動預払機（ATM）の操作をお願いすること
- × 特別定額給付金の給付のために、手数料などの振込を求めること
- × メールを送信し、URLをクリックして申請手続きを求めること

児童・生徒の保護者の皆さまへ

◎問い合わせ 子育て応援課 ☎0561・56・0736

◎子育て世帯への臨時特別給付金

支給対象者

令和2年3月31日時点において、町内在住で本町の令和2年4月分の児童手当の支給対象となる人。ただし、平成30年中（令和元年度課税対象）の所得が児童手当の所得制限限度額以上で、児童1人当たり月額一律5,000円の特例給付を受けている人は対象外です。

対象児童

児童手当の令和2年4月分の対象となる児童
※ただし、同年3月分の児童手当の対象となっている児童であれば、4月から新高校1年生となっている場合等も対象となります。

給付金額

対象児童1人につき1万円

申請方法及び 支給時期

申請は不要で、対象者には5月下旬に案内通知を送付しています。児童手当とは別に6月中旬に支給します。

※公務員の人は申請が必要で、支給開始は7月以降になります。

※支給対象者になりうる人でも、過年度の児童手当現況届が未提出の場合は本給付金の対象者にはなりません。お早めに現況届を子育て応援課にご提出ください。

◎図書カード配布

子どもたちが家庭で有意義な時間を過ごせるように、自宅学習や読書活動の支援として、0歳～中学3年生1人につき、1,000円分の図書カードを配布します。基準日（令和2年5月31日）時点で町内に住所を有する子どもに6月中に郵送で配布、また、基準日以降、令和3年3月31日までに出生または転入した子どもへは出生届・転入届提出時に窓口で配布します。

◎学校休業期間における学習支援

学校の臨時休業で授業を受けられないことによる、児童・生徒や保護者の皆さまの学習の遅れへの不安を軽減するため、町立小中学校に通う児童・生徒を対象としたオンライン学習支援を8月31日まで実施しています。



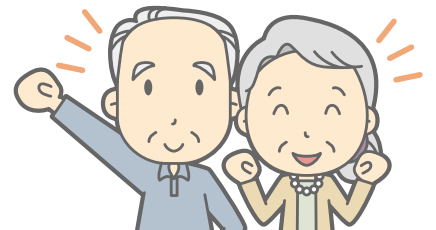
高齢者の皆さまへ

◎75歳以上高齢者へのマスク配布 ◎問い合わせ 保険医療課 ☎0561・56・0739

令和2年4月30日時点において、町内に住所を有する75歳以上の高齢者（介護老人福祉施設等の入所者を除く）に、不織布マスクを1人につき50枚配布しました。併せて、自宅での過ごし方の工夫の紹介や体操のリーフレットも同封しました。

◎とうごうチャンネル ◎問い合わせ 高齢者支援課 ☎0561・56・0735

自宅でできる東郷町オリジナル体操の動画を配信しています。（裏表紙参照）



妊産婦の皆さまへ



◎妊産婦へのマスク配布

◎問い合わせ 健康推進課 ☎0561・37・5813

妊婦および産後8週間までの産婦の方に、サージカルマスクを1人につき10枚を郵送または窓口にて配布しています。

◎パパママ教室の動画配信

開催を見合わせているパパママ教室の動画を配信しています。（12ページ参照）

事業者の皆さまへ

◎問い合わせ 産業振興課 ☎0561・56・0741

◎愛知県・市町村新型コロナウイルス感染症対策協力金

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、県の休業協力要請に応じて、4月17日～5月6日（一部4月23日～5月6日）の要請期間中に、休業または営業時間短縮の要請に全面的に協力いただいた町内中小事業者に対して、協力金を1事業者につき50万円交付します。

◎町単独新型コロナウイルス感染症対策協力金（飲食店）

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、町独自に、町内の飲食店の事業者に対して5月7日～6月30日の期間、営業時間短縮の要請をしました。この要請に全面的に協力いただいた飲食店の事業者に対して、協力金を1事業者につき20～30万円交付します。

◎理美容業界に対する新型コロナウイルス感染症対策協力金

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、4月24日～5月6日（組合員加盟事業者）または4月25日～5月6日（組合員未加盟事業者）に自主的に休業した町内の理美容店の事業者に対して、休業協力金を1事業者につき県から10万円、町から10万円交付します。

新型コロナウイルス感染症

うつらない・うつさないために **私達が** できること

町民の皆さまお一人おひとりが、日常生活の中で「新しい生活様式」を心がけ、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大を防ぎ、ご自身だけでなく大事な家族や友人を守りましょう。

「新しい生活様式」の実践例

一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保 ②マスクの着用 ③手洗い

※高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には体調管理をより厳重にする

移動に関する感染対策

- ・帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に
- ・発症したときのため誰とどこで会ったかをメモにする

日常生活を営む上での基本的な生活様式

- ・まめに手洗い 手指消毒 ・咳エチケットの徹底 ・こまめに換気 ・身体的距離の確保
- ・3密の回避（密集 密接 密閉）
- ・毎朝の体温測定、健康チェック。発熱または風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養

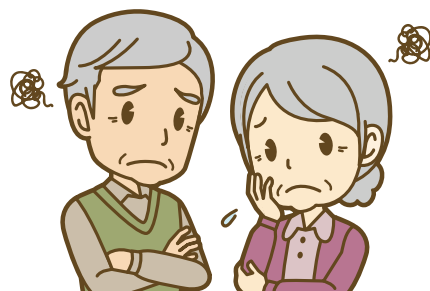


新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口

● 新型コロナウイルス感染症が心配なとき

帰国者・接触者相談センターに相談する目安が、5月8日に改定されました。少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐにご相談ください。(これらに該当しない場合の相談も可能です。)

- ☆息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ☆重症化しやすい方(基礎疾患がある方等)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
- ☆上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合



※症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。

■ 帰国者・接触者相談センター(瀬戸保健所)

◎お問い合わせ ☎0561・21・1699

受付時間 ●平日:午前9時から午後5時まで ●夜間・土日・祝日:オンコール(24時間)体制

● 一般的なお問い合わせなどはこちら

その他、ご自身の症状に不安がある場合など、一般的なお問い合わせについては、次の窓口にご相談ください。

■ 愛知県保健医療局健康医務部健康対策課感染症グループ

◎お問い合わせ ☎052・954・6272 受付時間 ●午前9時から午後5時まで(土日・祝日も実施)

■ 瀬戸保健所

◎お問い合わせ ☎0561・82・2196 受付時間 ●午前9時から午後5時まで(平日)

● 生活の困りごとの相談

・ 町税や保険料の納付猶予の相談

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、収入が大幅に減少し、住民税や固定資産税などの地方税を一度に納付することが困難な場合

町県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割) …… ◎問い合わせ 収納課 ☎0561・56・0726

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料 …………… ◎問い合わせ 保険医療課 ☎0561・56・0738

介護保険料 …………… ◎問い合わせ 高齢者支援課 ☎0561・56・0735

・ 上下水道使用料の支払い猶予の相談

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、収入が大幅に減少し、上下水道使用料の支払いが困難な場合

◎問い合わせ 愛知中部水道企業団 ☎0561・38・0030

・ 所得税等申告期限の延長(22ページ参照)

・ 生活資金等の貸付相談

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、休業や失業等された方に対し、特例緊急小口資金等貸付の相談を受け付けてしています。(東郷町に住所を有する方)

◎問い合わせ 東郷町社会福祉協議会 ☎0561・37・5411
東海ろうきん緊急小口資金取次センター ☎052・265・6677

東郷町の取り組み

名進研ホールディングス株式会社と学習支援協定を締結

町立小中学校の子ども達に長期休業期間や放課後に多様な学習機会を提供することで学習習慣の定着を図るため、名進研ホールディングス株式会社と学習支援に関する協定を締結しました。

新型コロナウイルス感染拡大に伴う休業期間中の学習支援として、町ホームページで町立の中学3年生を対象とした名進研が作製した町オリジナル動画（英語、数学）の限定配信を開始しました。



図書宅配サービスを実施しました

3月26日～31日に、図書館の本を小学生のご自宅へ宅配し、貸し出しをしました。

マスクのご寄付ありがとうございました

4月14日（火）、町内に本社工場がある株式会社中部理化より、サージカルマスクを10,000枚町へ寄付していただきました。寄付されたマスクは、マスクが不足している高齢者介護事業所に配付するなど、町内の新型コロナウイルス感染症対策に役立っています。



4月20日（月）、町内に本社がある株式会社東郷製作所より、医療用マスクを合計10,800枚町へ寄付していただきました。寄付されたマスクは、藤田医科大学に3,000枚提供したほか、マスクが不足している医療機関に配付するなど、町内の新型コロナウイルス感染症対策に役立っています。



中止となった6月以降の主なイベントなど

開催日	行事名
6月21日	民謡講習会
6月28日、7月5日	小学生向け太鼓講習会
7月3日	レクチャーミニコンサート第2回
7月4日	演劇「宝島」

開催日	行事名
7月11日	原田泰治講演会
8月7日	レクチャーミニコンサート第3回
9月13日	TOGO大学講座 前期
9月26日	奥山景布子講演会

※このほか教室などの開催状況や、最新の情報については、町ホームページでご確認ください。